

## アクティビティノート <第335号>

2024年12月度の受付相談事例を中心に記載しています。

### 1. 相談業務

- 1-1 2024年12月度相談受付件数 …… p.2
- 1-2 受付相談事例および内容の紹介 …… p.3~7

- 2. ちょっと注目 『除湿剤でたまった液は水じゃない』 …… p.8~9

「コラム」は今月お休みさせていただきます。

## TOPICS



### 除湿剤でたまった液は水じゃない 除湿剤 Part 1

冬でも暖房による結露などで除湿剤が活躍しますが、塩化カルシウムが成分の除湿剤でのトラブルの相談が寄せられることがあります。取り扱いの注意点などをまとめました。

## 1. 相談業務

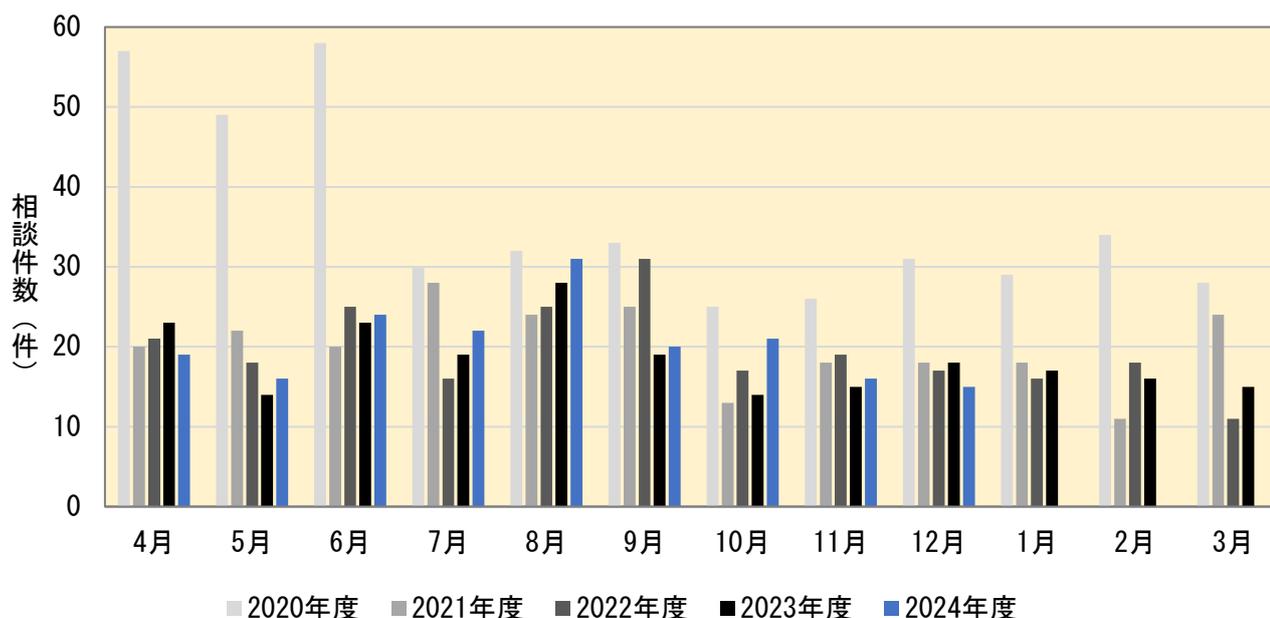
### 1. 1 相談受付件数

2024 年 12 月度相談受付件数 (11/26~12/23 実働:20 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	1	0	0	9	0	10	66%
消費生活 C・ 行政	0	0	1	0	0	1	7%
事業者・ 事業者団体	2	0	0	2	0	4	27%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	3	0	1	11	0	15	
構成比	20%	0%	7%	73%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2020~2024年度)

## 1. 2 受付相談事例および内容の紹介

### ※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

### ◆事故クレーム関連相談

- ◆ <シロアリ防除の施工後に体調不良> 業者に依頼してシロアリの防除を行った。防除後4週間経つが臭いが消えず、夜中に胸が締め付けられるようになり、手足に痺れを感じる状態が続いている。施工1週間後に業者に伝えたら、臭いは徐々に消えていくが体調不良については病院に行くように言われた。4週間経っても臭いが変わらないのは薬剤が正しく使用されていないのではないかと思い、消費生活センターに相談したところ、化学製品PL相談センターと日本しろあり対策協議会を紹介された。しろあり対策協議会では、薬剤名とメーカーを確認するように言われただけである。薬剤が正しく使用されたかどうかを調べてほしい。〈消費者〉

⇒当センターでは、調査・分析などは実施しておりません。4週間経っても臭いがすることについては、施工業者に確認してもらってはいかがでしょうか。公益社団法人日本しろあり対策協会 (<https://www.hakutaikyo.or.jp/>) では、効果と安全性の観点からシロアリ防除剤の認定を行なっています。ただし、認定薬剤であっても個人の体質や体調に起因して、まれにアレルギーなどを示す場合があります。体調不良については、医療機関を受診されることをおすすめします。

- ◆ <除光液をシール剥がしに使い体調不良> 業務でガラスのボトルのシールを多量に剥がさなければいけない。剥がし方をネットで調べていたら、除光液のアセトンが良いと書かれていたので、アセトンが成分の除光液を買い、バケツに入れてボトルを浸した。マスクを重ねて着用していたが、すぐに頭が痛く気分が悪くなり、慌てて部屋を出てきた。アセトンをこのように使うのは良くないだろうか。化学製品PL相談センターは、ネットで調べた。〈消費者〉

⇒除光液はマニキュアを落とすための化粧品であり、他の用途に使うことはお勧めしていません。アセトンは、眼や呼吸器官に対する刺激性が高く、労働安全衛生法ではラベル表示と安全データシート（SDS）交付の表示・通知義務対象物質となっています。一定濃度以上のアセトンを含む製品を取り扱う事業者は、リスクアセスメントの実施が義務づけられており、その結果に基づいて適切な災害防止対策を講じる必要があります。職場の安全サイトに掲載のアセトンのモデルSDS (<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/0635.html>) には、アセトンを取り扱う作業では「空気中の濃度を暴露限度以下に保つために廃棄用の換気を行うこと」、保護具として「適切な呼吸器保護具(防毒マスク(有機ガス用)、高濃度の場合、送気マスク空気呼吸器)を着用する」のが適切であると記載されています。衛生マスクを重ねて着用しても、防御効果はありません。アセトンの適切な濃度管理ができない室内で、今回のような使い方をするのは避けた方がよいでしょう。また、作業した

室内は適切に換気し、使用後の除光液も適切に廃棄をすることが必要だと思われます。廃棄方法は、職場のルールに従ってください。

- ◆ <衣装ダンスにいった除湿剤で着物が変色> 写真館で桐のトレーに2枚ずつ着物をいれて保管している。ホームセンターで購入した除湿剤をトレーの上下に入れ、布で着物と接しないようにして保管していた。除湿剤を入れて2か月程度だが、除湿剤の中に溜まった水分が染み出して、着物とトレーが変色している。購入したホームセンターの店員が状況を見に来たが、補償できないとただで、原因など何も教えてくれなかった。除湿剤は1つずつ袋に包まれ、袋には「この面を上にして使う」としか書かれていなかった。変色した着物の回復方法をクリーニング店で相談したが、回復は難しいと言われている。除湿剤のメーカーで対応してくれないのだろうか。消費生活センターに相談したら、化学製品PL相談センターを紹介された。〈事業者〉

⇒除湿剤には、いくつかタイプがありますが、水分が出てきたとのことですので、水分を吸収すると液体になる性質（潮解性）を持つ塩化カルシウムが主成分の除湿剤であると思われます。一般に、引き出し用の除湿剤は、透湿性のあるシートと、防水性のあるシートを上下に使うことで、透湿性のシートから湿気を吸収し、防水性のあるシートでその水分が広がらないようにしているため、衣類に吸収された水分が触れないように衣類の一番上に置くように指示されているものが多いです。個装にその注意が入っていなかったとの事ですが、製品のパッケージの注意表示の有無を確認された上で、表示がなかった場合は、メーカーに相談をされることをお勧めします。

(参考：ちょっと注目「除湿剤でたまった液は水じゃない」)

#### ◆品質クレーム関連相談

なし

#### ◆一般相談

- ◆ <ガリレオ温度計を破損して家財に液がついた> 自宅でガリレオ温度計を破損してしまい、液が電気コードやタブレット、床などについてしまった。フローリング用の湿式シートで拭き取ったが臭いがとれない。液が付着したコードから電源タップに液が入ったり断線したりしないか不安。化学製品PL相談センターは、ネットで調べた。〈消費者〉

⇒ガリレオ温度計の中の液体は、炭化水素系のオイル成分が使われていることがあります。これは、石油系ドライクリーニング溶剤や灯油にも含まれている成分です。皮膚に付着すると発赤やかゆみが出るなど、皮膚刺激の原因になることがあります。すでによく拭き取られているとの事ですので、電気コードについてもあまりご心配されることはないと思いますが、付着した臭いが収まるまで、十分に室内の換気をすることをお勧めします。

- ◆ <害虫駆除剤の成分の安全性> 業者に依頼して、床下に害虫駆除剤を散布してもらった。施工直後よりはよくなったが、1ヶ月以上経っても、まだ臭いがして気分が悪くなる。使用した薬

剤の成分を確認したところ、ピレスロイド系であった。この成分は人体にどのような影響があるか。また、臭いは同居している母や友人に確認してもらったが、気にならないとのことであった。自身は臭いに敏感であるため、気になる。どうすれば臭いが消えるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒ピレスロイド系殺虫成分は昆虫類の神経系に作用して殺虫効果を発現しますが、人や哺乳類への影響は低いと言われています。時間経過と共に、臭いは徐々に軽減していきませんが、気にならなくなるまでの期間は、温度・湿度・換気などの環境や、個人の臭いの感じ方などにより異なります。臭いが気になる間は換気を心がけてください。

- ◆ 〈アルコールウエットシートを別の容器に詰め替えて使用したことの安全性〉 家で筒状のケースにはいった手指の消毒ができるアルコールウエットシートを使っている。家族が、いろいろなメーカーの製品をケースに詰め替えて使っていた。詰め替え時に容器に液が残っていて、少し混ざったかもしれない。身体に対しての安全性が不安。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから教えてもらった。〈消費者〉

⇒手指にも使えるアルコール配合のウエットシートには、様々なタイプがあります。特に、消毒をうたっている製品は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」で規定されている指定医薬部外品となり、有効成分の濃度や製品の保存安定性、表示項目などが規定されています。その場合、性能の担保のために詰め替え用の製品は、必ず専用の容器に入れて使用することが指定されています。一方、身の回りの製品も拭くことができる除菌シートは雑貨製品であり、厳格な規定はありませんが、専用の本体ケースに詰め替えることが推奨されています。他の製品を容器につめかえた場合、特に身体に対して悪影響が起ることは考えにくいですが、使用する容器に合った詰め替え用製品を使うこと、容器のシートの引き出し口などが劣化してきたら買い替えることをお勧めします。

- ◆ 〈ネイルシールの成分の安全性について〉 ○○社のネイルシールを使おうと思っているが、安全性が心配。材質名として「ポリウレタンコーポリマー、ポリアクリルレートコーポリマー」と書かれている。成分の安全性について教えてほしい。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒お問合せの材質は、両方とも合成樹脂の一種です。爪の表面にフィットさせ、光沢をもたせるシールに適するように成分を組み合わせているものと思われませんが、材質の安全性については、当センターではわかりかねます。ご心配であれば、シールの製造・販売元にお問合せください

- ◆ 〈ヘアカラーの成分の発がん性について〉 久しぶりに髪を染めようとヘアカラーを購入した。ネットで、ヘアカラーに含まれる成分のジアミンに発がん性があり危険であるという記事を見た。本当なのか。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒ヘアカラー（酸化染毛剤）には主成分としてパラフェニレンジアミンやトルエン2,5-ジアミンのような酸化染料が含まれています。酸化染料は、毛髪の内部で過酸化水素水等の酸化剤によって酸化されることで発色し、髪の中で色が定着します。国際がん研究機関（I

ARC) では、発がん性については、判断するに足るデータがないため「グループ 3：分類できない」とされています。なお、酸化染料は、アレルギーを引き起こしやすい性質を持っており、アレルギーを発症した場合、一旦症状が治まっても、再度使用すれば発症し、次第に症状が重くなります。そのために、毎回ヘアカラーを使用する前に、皮膚アレルギー試験（パッチテスト）を行い、異常が出ないことを確認することが必要です。

- ◆ <フッ素配合の歯みがきの安全性> 歯科医院ですすすめられて、〇〇社のフッ素配合の歯みがき△△を使用している。最近、友人から紹介されて化学物質に関する本を購入した。その本に、歯みがきに使用されているフッ素は体によくない物質であるとの情報が掲載されており心配になった。△△の安全性はどうか。化学製品 P L 相談センターは購入した本の相談窓口一覧に掲載されていた。〈消費者〉

⇒フッ素が配合されている歯みがきは医薬部外品であり、医薬品・医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（薬機法）において効能・効果として「むし歯の発生および進行の予防」の記載が、認められています。当センターでは個別の製品について成分や安全性に関する詳細情報は持ち合わせておりません。メーカーにお問い合わせください。

- ◆ <車の中に流れ込んだ物質について> ドアや窓を閉めて駐車していた車に乗ると、鼻に違和感を覚える。臭いは全くないが、外部から何かの物質が流れ込んだのではないかと思う。どのような物質が考えられるか。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉  
⇒お伺いした話からだけでは違和感を覚えられた原因物質はわかりかねます。

- ◆ <劇物指定成分含有の洗浄剤の廃棄について> 12、3年前に購入してほとんど使用していない水垢をとる業務用洗浄剤を、廃棄したい。主成分のふっ化アンモニウムは、購入後に劇物指定となっている。海外品で製品に記載されている輸入代理店は倒産しているため、問い合わせることができない。どのように廃棄すればよいか。化学製品 P L 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒既に調べられているように、ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤は令和 2 年 7 月に毒物及び劇物取締法において、劇物指定となっています。毒劇物は、化学分解、燃焼、中和等の方法で処理を行い保健衛生上の危害が発生しないようにしてから廃棄することが義務づけられています。ご自身で処理ができない場合は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託することが必要です。まずは、お住まいの自治体に相談してみてください。

- ◆ <しわとり化粧クリーム of 広告について> インターネットで顔のシワをとるクリームを購入した。サイトの動画のようにシワが取れない。効果がないので定期購入を解約したいと思い、188 に電話をして消費生活センターに相談したら、サイトの表示は特定商取引法に基づいてされているので、単なる解約は難しいと言われた。自分は、購入前にサイトの広告でみたような効果がないことが問題なのだと思う。広告が過大であることを通報し、その事により契約を解除したいと思う。どうしたらよいか。消費生活センターで紹介された他の P L 相談センターが本日閉まっていたので、化学製品 P L 相談センターに電話した。〈消費者〉

⇒化粧品や医薬部外品は薬機法によって、保健衛生上の観点から表現できる範囲が定められ、誇大広告は禁止されています。誇大広告について通報をされたいという事であれば、景品表示法の所管である消費者庁の表示対策課もしくは、特定商取引法の所管である消費者庁の取引対策課に情報提供することができます。定期購入の解約については、消費生活センターに再度相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <おしり拭きに配合されているフェノキシエタノールについて> 保育施設に勤務している。利用者からエタノールに過敏なのでエタノール配合のものは使用しないで欲しいと言われていた。施設で使っているおしり拭きの中にフェノキシエタノールが含まれている。アルコール過敏症の人には使わず、水などで拭いた方が良さそうか。消費生活センターに問い合わせたら化学製品PL相談センターを紹介された。〈事業者〉

⇒フェノキシエタノールは、化粧品などで防腐剤としてよく用いられる成分です。エタノールとは成分が異なるので、エタノール過敏症だからといって、フェノキシエタノールも肌に合わないわけではありません。一方で、比較的少量で防腐効果が得られる成分ですが、肌に合わない人もいます。利用者の方に、配合されている製品を使ってもよいか確認をされてはいかがでしょうか。なお、赤ちゃん用のおしり拭きは、皮膚の弱い乳幼児を対象としているため、薬機法上は化粧品に分類されます。主成分の水の他に防腐剤、肌あれ防止のための「湿潤剤・保湿剤」などを、製品に適量含んでおり、汚れを優しくふき取ることができるように設計されています。

- ◆ <製造物責任法における書類の保管期限について> 60%の過酸化水素水を事業で取り扱っている。購入して他の企業に納入しているが、製造メーカーから入手した製品規格書などは、PL法により引き渡した時から十年間は保管しなければいけないのか。〈事業者〉

⇒PL法は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に損害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた法律です。製造業者の中には、輸入業者も含まれます。製造物責任法において書類の保管義務はありませんが、製品の当該製品の企画、開発、設計段階で潜在していた危険を危険分析により顕在化させ、それを除去、軽減した記録や危険を除去、軽減できない見返りに、安全装置を付加した経過の記録などは、保存すべき記録のなかでも、極めて重要な記録です。なお、過酸化水素を6%を超える濃度で含む製品は、毒物及び劇物取締法（毒劇法）の劇物に該当するため、毒劇法上のルールに従った取扱・記録が必要です。

#### ◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <柔軟剤のニオイの対応について> 消費生活センターである。他人の使う柔軟仕上げ剤のニオイなどで悩まれてセンターに相談にくる人がいるが、すっきりと解決するわけではない。相談後も悩み続けている人がいるように感じる。そのような人に対して、化学製品PL相談センターを紹介してもよいか。〈消費生活センター〉

⇒当センターにおいても、消費生活センターが対応されているのと同様に、柔軟剤などのニオイについてご意見をいただいた場合は、消費者庁など関連省庁がポスターを作成し啓

発していることを伝え、内容（使用量を守ること、ニオイの感じ方には人により違いがあるので、周囲への配慮が必要なことなど）を説明しています[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/other/assets/consumer\\_safety\\_cms205\\_230711\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety_cms205_230711_01.pdf)。また相談者の気持ちを受け止め、体調については医療機関に相談することをお伝えしています。相談者のご希望があれば、当センターをご紹介ください。



## 除湿剤でたまった液は水じゃない 除湿剤 Part 1

冬、特に太平洋側の地域では乾燥注意報が良く出されます。これは、空気が乾燥して火災が起こりやすくなっている時期に、火災に対する注意を呼びかけるために出されるものです。そんな湿度が低い冬でも、暖房が効いた密閉空間では、外気との温度差により結露が生じることも多く、除湿剤が使われることも多くあります。

化学製品PL相談センターには、除湿剤の容器にたまった液がもれて衣類や、クローゼットの内部にシミができるといったトラブルが寄せられることがあります。

### ●塩化カルシウムの除湿剤

除湿剤は、空気中に含まれる水分を吸収するものです。再生できる除湿剤としてシリカゲルを使ったタイプなどもありますが、押入れやクローゼット、シューズボックスなどの除湿によく利用される置き型タイプの除湿剤には主に「塩化カルシウム」が使われています。



塩化カルシウムは、海水中にもわずかに含まれている成分で、豆腐の凝固剤に使われることもあります。また、水に溶ける時に溶解熱を多く発生させ、凝固点を下げることから、道路の凍結防止剤としても利用される物質です。塩化カルシウムは、水と反応して水和物となります。



さらに、水和反応だけではなく、水分を吸収して液体になる性質（潮解性）があります。塩化カルシウムは水によく溶けます。飽和水溶液の蒸気圧が空気中の蒸気圧よりも小さいので、その差により水分が空気中から塩化カルシウムに移動して、表面に塩化カルシウムの飽和水溶液ができます。蒸気圧が等しくなるまで水分を取り込むと濃度が薄くなるため、固体の塩化カルシウムが溶けて濃度が高くなり、また水分を吸収するのです。すべての固体が液体になるまでこの反応は続きます。

一般にタンクタイプの除湿剤は、タンクの内部が上下に仕切られており、上が透湿性のシートで覆われているものが多いです。タンク上段に入っている粒状の塩化カルシウムが湿気を吸収すると、下段にその水溶液が溜まる仕組みになっています。除湿剤の下に溜まった液体は、水ではなく、アルカリ性の塩化カルシウムの水溶液なのです。

湿気は空気よりも重く、空気が循環しにくいところにたまりやすいので、押入れやクローゼットの中では下の隅に置くのが効果的です。

### ●液漏れした場合の回復方法

家庭用の除湿剤は、日本産業規格（JIS）により、中に溜まった水分が漏れないように容器の安定性や強度などが定められています。

しかし、倒れたまま気づかなかった場合など、中に貯まった塩化カルシウム水溶液が漏れてしまうことがあります。この液は、アルカリ性です。周囲のものに付着したまま放置すると、シミになることがあります、特に、床や棚などの木製品にしみこんでしまうと、塩化カルシウムが湿気を吸い続け、表面を拭いてもなかなか乾きません。ドライヤーなどで表面を乾かしても、塩化カルシウムが残っている限り、再度吸湿してしまいます。直接洗えない床や壁などについては、濡らした布で水を浸すようにして、染み込んだ塩化カルシウムの液を溶かし、乾いた布でその水気を取り除くことを根気強く繰り返すことが効果的です。この時、人によっては手荒れ等の原因となるほか、皮膚に接触したまま長時間放置すると化学やけどを起こすおそれがありますので、作業をする際には炊事用手袋等のご使用をお勧めします。

衣類に付いた場合は水洗いすることが良いのですが、皮革や絹などに液がしみこむと、アルカリ性のため繊維が変質して元に戻らなくなってしまうことがあります。水で洗えない衣類の場合は専門家に相談することをお勧めします。

### ●液の廃棄

溜まった液は、水を流しながら排水口に流します。原液をそのまま流すと、アルカリ性のために配管を傷めたりする可能性があります。また、液が皮膚につくと刺激となる場合がありますので、直接液に触らないようにします。ジェル状に固まる製品の場合は、お住まいの地域のルールに従ってごみに出しましょう。

塩化カルシウムが成分の除湿剤を使うときは、次の事に注意しましょう。

1) 使用方法を守る

タンク型は水平なところに設置。中の液体がこぼれないように注意

2) 交換時期を守る

放置すると液漏れの危険が多くなります

3) 透湿シート部分に油分や洗剤などをつけない

透湿シートからの液漏れにつながります

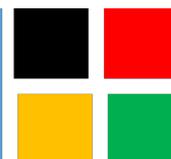
4) 溜まった液体は、皮膚につけないように。液体は水を流しながら廃棄。

除湿剤は正しく使って大切な住居や衣類を守りましょう

### 【参考にした情報】

- ・ 日本産業規格 JIS S3106 - 1994

## 化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中

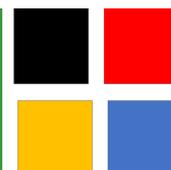


『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます）
- ・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください）
- ・お申し込みはE-mail（pl@jcia-net.or.jp）で。  
（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
- ①ご氏名（フリガナ） ②お勤め先（フリガナ） ③ご所属・お役職・ご担当など
- ④ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

## 出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話をさせていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

（TEL 03-3297-2602 担当：伊東（イトウ））

**本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。**